

甲州市鉄道利用通学者支援補助金交付要綱

平成29年10月1日

甲州市告示第156号

改正 令和2年4月1日告示第 58号

令和3年4月1日告示第155号

令和4年3月14日告示第 43号

令和6年3月25日告示第 15号

(目的等)

第1条 この要綱は、山梨県外の大学等に通学する市民に対し、鉄道による通学のための定期券購入費用の一部を補助することにより、大学等進学を契機とした若者世代等の人口流出を防ぎ、甲州市への定住促進を図ることを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、甲州市補助金等交付規則(平成17年甲州市規則第49号)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通学定期券 鉄道会社において発券する大学等に通学するための定期乗車券をいう。
- (2) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学院、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住民登録のある者
- (2) 甲州市から県外の大学等へ通学する者で平成29年4月1日以降に通学を始めた者
- (3) 次条に規定する補助対象期間中に有効な通学定期券を利用する者
- (4) 本人及び生計を一にする世帯に属する者が市税等を滞納していないこと。
- (5) 山梨県が別に定めるアンケート調査について、市が別に定める期日までに回答できる者

(6) 山梨県が提供する県内就職に資するメールマガジンへ登録した者

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付を受けることができる期間（以下「補助対象期間」という。）は、平成29年10月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、補助対象期間内において、補助対象者が通学する大学等の修業年限を迎えたときは、当該修業年限の終了時までとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、通学定期券購入金額（前条に規定する補助対象期間外の運賃相当額を除く。）の2分の1に相当する額とする。ただし、その額が当該通学定期券の有効月数に1万円を乗じて得た額（以下この項において「上限額」という。）を超える場合は、上限額を補助金の額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、市長に対し次に掲げる書類を、別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 鉄道利用通学者支援補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 在学していることがわかる書類（学生証の写し、在学証明書等）
- (3) 通学定期券の利用区間を証明する書類（購入済みの通学定期券の写し等）
- (4) 住民基本台帳及び市税等の収納状況の確認に関する同意書（様式第2号）
- (5) 第3条第6号を確認するに足る資料
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 市長は、交付申請を受けたときは、提出書類を確認し、第3条各号のいずれにも該当すると認められる場合には、速やかに交付決定を行い、鉄道利用通学者支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金額の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第6条の規定による交付申請の内容に変更があるときには、その変更が軽微な場合を除き、市長に対し鉄道利用通学者支援補助金交付変更申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、鉄道利用通学者支援補助金交付変更承認通知書（様式第5号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（辞退）

第9条 交付決定者は、その交付の決定に係る補助金交付を辞退するときは、市長に対し鉄道利用通学者支援補助金交付辞退届（様式第6号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、別に定める日までに、鉄道利用通学者支援補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 在学証明書（実績報告書提出日の前1箇月以内に発行されたもの）
- （2） 通学定期券の額、利用区間及び有効期間を証明するもの
- （3） 第3条第5号に規定する調査票
- （4） その他市長が必要と認めるもの

（補助金額の確定）

第11条 市長は、交付決定者から実績報告の提出を受けたときは、その内容を審査して交付すべき補助金額を確定し、鉄道利用通学者支援補助金交付金額確定通知書兼支払通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（資格の喪失）

第12条 交付決定者は、次に掲げる事由に該当したときは、補助金交付を受けることができる資格を喪失する。

- （1） 本市に住民登録のなくなったとき。
- （2） 大学等を卒業又は退学したとき。
- （3） 通学定期券を利用しなくなったとき。

2 前項に規定する場合においては、交付決定者は、その旨を速やかに市長に報告しなければならない。

(補助金の返還等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 法令若しくはこの要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(実証調査の実施)

第14条 市長は、本事業に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は当該職員に実証調査を行わせることができる。

(協力)

第15条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて情報の提供その他の協力を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により情報の提供その他の協力を求められたときは、可能な範囲でこれに応えなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

(失効等)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その失効の日までに交付申請を行った者に対する本要綱の適用については、同日後もなお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、改正前の甲州市鉄道利用通学者支援補助金交付要綱第6条の規定により交付の決定がなされた補助金等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。